

組合に 団結 しよう

かいな

全日本金属情報機器
労働組合(JMIU)
日本アイビーエム支部
東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL: 03-3583-9037
FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円



本社事業所前で訴える組合員たち

一方的不利益変更やめよ ストライキ決行し訴え

会社が5月15日に発表 一方的な不利益変更、会社、PBC低評価者の 社員達成度を19とする 全員減給や借上げ住宅制 こと及びまたもや強行し 度の廃止、住宅費補助制 たロックアウト解雇に抗 度の廃止等の労働条件の 議し、組合(JMIU)日

本IBM支部は6月3 日朝、ストライキに立ち 上がりました。 本社事業所前では、J MUIの生熊中央執行委 員長をはじめ、東京地本 の各JMIU支部の応援 を受けて、約1300枚 のピラを社員に手渡し

ました。鈴木すみれさんの 解雇予告を聞いた女性セ ンターの仲間たちは、お 手製の横断幕を手に、解 雇撤回を訴えました。 豊洲事業所前では、初 めてのストライキ行動が 行われました。組合のの ぼりと「ストライキ中」を 掲げ、「一方的不利益変 更をやめよ」組合に結集 しよう」との宣伝を行い、 用意したピラは1時間で なくなり、急ぎよ増刷し に対応しました。この問 題に関する従業員の関心 は高く、近くの住民から も「がんばれよ」の声を

受けました。 幕張事業所では、支部 組合員の他にもJMIU 千葉地本および千葉労連 から十数名が支援して本 社前行動のような迫力を 実現し、700枚以上の ピラを配布しました。 大阪事業所前では、地 本・労連、OBの支援を 得て、宣伝カーからの宣 伝を行うと共に400枚 のピラを配布しました。



大阪事業所前で宣伝行動



豊洲事業所前で初めてのストライキ行動

減給でやる気に?

イントラネット

発表資料のみ提示

団交報告

組合は、5月23日会社と団体交渉(以下、団交)を行い、減給、借上げ社宅制度の廃止、会社業績スコアなどについて交渉をしました。

減給に根拠なし

まず、減給について、なぜPBC評価3の人が10%、4の人が15%、さらに3でも前年が3もしくは4の場合は15%の減給になるのか、問いたました。しかし会社はその理由を明示することができず、減給理由は「ハイパフォーマンス・カルチャーの推進だ」という説明に終始しました。減給することが、社員のやる気を出させることになるのかと質問すると、答えませんでした。昨年までは減給対象者

る回答でした。

借り上げ社宅

廃止やめよ

次に、借り上げ社宅の廃止について質問しましたが、なぜ「古い制度」と判断したかの根拠は回答できませんでした。廃止するにしても、新規受付を中止し契約更新を行わないという方法で、順次減らしていくことが常識的な方法なのに、なぜ一斉に7月31日をもって廃止なのか、会社は説明できませんでした。

また「日本人社員に対する借り上げ社宅を廃止するくらいなら、まずはアサイニーに対する住宅の提供をやめろ」と迫りましたが、会社は「国をまたいでいますので」という理由にならない説明しかできませんでした。

利益増えても

業績半減?

賞与計算に使われる会社業績が19と算出された根拠についても、計算可能な説明はされませんでした。

した。会社の説明では、

「日本とグローバルとそれそれぞれの業績で50%ずつが決まり、日本の税引き前利益が昨年の1・8倍になっても目標には到達しなかった」とか「質的な指標もすべて目標を下回り、グローバルの業績も悪かったから」ということでした。「日本IBMの2012年度決算から見て、昨年の40に対して、今年が19である結果は出ない。最終的には、計算結果を無視して、19という数字だけを出したのではないか」と質問しても、会社は「関係部署と相談しないと19という指標が出された理由は説明できない」と逃げました。以上のように、会社は社員に多大な犠牲を払わせながら、イントラネットの発表だけを行い、それに対する納得のいく説明を一つもできないという状態です。

組合は今後も継続して会社の理不尽な施策に対して、協議を続けていきます。

都労委・不当労働行為(団交拒否)事件結審
9月に命令

2013年5月30日に東京都労働委員会(以下、「都労委」という)でIBMの不当労働行為(団交拒否)に対する第5回目の審問が行われました。組合・会社の双方が最終陳述書を提出し、結審しました。そして9月に命令が言渡される旨、通知されました。

会社側の団交拒否は明らかとすることで、申立から1年以内という、異例の早さで命令が出されることになりました。

4月30日の証人調べにおいて、会社側証人で当時の団交責任者の坂上俊樹氏は「普通解雇を議題にいれられなかった理由」を証言しました。しかし組合側弁護士の反対尋問に対しては苦しい証言に終始しました。

組合は9月の命令で、都労委が会社の不当労働行為・団交拒否を認め、組合が勝利することを確信しています。

組合は東京地裁でのロックアウト解雇撤回裁判と合わせて、会社による横暴な解雇阻止のためにたたかっていきます。他人事と考えず、みなさんも組合に結集して雇用を守りましょう。

従業員代表は、改悪に反対を 就業規則、またも不利益改訂

会社が、合併は拒絶しました。今回の発表は単なる福利厚生制度の廃止として影響が大きすぎます。転居を迫られる社員も多く、家族持ちには大きな負担です。その場合の補助はたった10万円です。そのまま住み続けられる社員も家賃の増額を迫られる人が多くいます。しかも更新料や礼金は自己負担です。家賃増額や更新料・礼金を計算から外しても、組合試算で最大年間59万円もの負担増になります。

円もの負担増になります。会社負担分の家賃と住宅費補助の差額に税金・社会保険料の1年分の増加を試算しました。また住宅費補助の廃止とその金額の本給への組入れも発表されました。かいな前号で指摘したとおり、これは減給された場合、その影響が住宅費補助分にも反映されることを示しており、見過ごせない不利益変更です。

従業員代表の責任

借り上げ社宅廃止負担増シミュレーション/共通条件:A地区(東京、神奈川、千葉、埼玉、大阪、京都など)在住、40歳以上(介護保険料負担)、家賃の上限の社宅を借り上げ、標準報酬月額50万円→56万円と想定

条件	家賃	現行会社負担額	住宅費補助	差額(月)	差額(年)	名目年収増	所得税増(20%)	住民税増(10%)	厚生年金保険料増	健康保険料増	介護保険料増	雇用保険料増(0.5%)	税・保険料増	年間負担増
1 世帯主・扶養者なし	96,000	73,100	47,500	25,600	307,200	570,000	114,000	57,000	60,348	21,384	3,240	28,500	284,472	591,672
2 世帯主・扶養者あり	170,000	73,900	56,500	17,400	208,800	678,000	135,600	67,800	60,348	21,384	3,240	33,900	322,272	531,072

注1) 厚生年金保険料41,915→46,944、差額は月額5,029年額60,348
注2) 健康保険料14,950→16,632、差額は月額1,782年額21,384
注3) 介護保険料2,250→2,520、差額は月額270年額3,240

参考: 住民税は2014年6月から負担増、ただし金額は住宅費補助の差額を1年間受取った場合の額を記した。厚生年金・健康・介護保険料は2014年1月から負担増。負担が増える時期や計算方法が異なるため、借り上げ社宅廃止の影響が1年間反映された場合の金額を「年間負担増」とした

【1】就業規則の一部改訂(案)

I. 給与関係

- 第2条(給与の種別)
 - 本条第7号「住宅費補助」を削除し、以降の号数を繰り上げる。
- 第3条(給与の計算期間)
 - 本条第1号条文中、「出勤調整手当、別居手当および住宅費補助」を「出勤調整手当および別居手当」に改める。
- 第32条(特別割増金)
 - 本条第1号および第2号条文中、「本給+住宅費補助+海外出張特別手当+出勤調整手当」を「本給+海外出張特別手当+出勤調整手当」に改める。
- 第46条(住宅費補助)
 - 本条を削除する。
- 別表13(住宅費補助)
 - 別表13を削除する。

II. 退職金関係

- 第4条(算定基礎給与および基礎月収)
 - 本条第1項条文中、「本給+基礎月収」を「本給月収」に改める。

III. 年功制給与関係

- 第6条(本給月収)
 - 本条第4項条文中、「本給の12分の1を本給基準月収とし、次の計算区分により毎月支払う額とする」を「本給月収は、本給の12分の1とする」に改め、第1号および第2号を削除する。
- 第11条(定額給付)
 - 本条第4項条文中、「退職時に満了した場合は、ただちに全額を返却するものとする」を「退職等により給与が入らない場合は、ただちに全額を返却するものとする」に改める。(セールス・リプレゼンティティブ給与規定との整合性の観点からの文言整備)
- 第11条の4(年功制不適応時の調整)
 - 本条第4項条文中、「本給、専門手当または数量勤務手当、および住宅費補助の合計が現行賃金の水準を超過する下回らないように、給与調整第2条に定める給与を決定する」を「本給、および専門手当または数量勤務手当の合計が現行賃金の水準を超過する下回らないように、給与調整第2条に定める給与を決定する」に改める。

IV. セールス・リプレゼンティティブ給与関係

- 第2条(給与の種別)
 - 本条第6号「住宅費補助」を削除し、以降の号数を繰り上げる。
- 第3条(給与の計算期間)
 - 本条第1号条文中、「セールス・リプレゼンティティブ手当、別居手当および住宅費補助」を「セールス・リプレゼンティティブ手当および別居手当」に改める。

3. 第21条(時間割増金)

- 本条第2項条文中、「本給+セールス・リプレゼンティティブ手当+住宅費補助+出勤調整手当+B」を「本給+セールス・リプレゼンティティブ手当+出勤調整手当+B」に改める。

V. 短期勤務関係

- 第16条(給与の種別)
 - 本条第6号「住宅費補助」を削除し、以降の号数を繰り上げる。
- 第18条(退職期間中の給与)
 - 本条第2項条文中、「勤務手当(基準内所定時間勤務手当および基準内所定休日勤務手当を除く)、別居手当、住宅費補助、通勤費および社員紹介奨励金」を「勤務手当(基準内所定時間勤務手当および基準内所定休日勤務手当を除く)、別居手当、通勤費および社員紹介奨励金」に改める。

VI. プロフェッショナル・コントラクト退職金関係

- 第6条(経過措置)
 - 本条第2項条文中「本給+基礎月収」を「本給月収」に改める。

【2】就業規則の一部改訂(案)の説明

就業規則の一部改訂(案)の主な内容は次のとおりです。

改訂する項目	主な改訂の内容
給与関係	・ 住宅費補助の廃止にともなう文言整備(第2条、第3条、第32条) ・ 住宅費補助の廃止(第46条、別表13)
退職金関係	・ 住宅費補助の廃止にともなう文言整備(第4条)
年功制給与関係	・ 住宅費補助の廃止にともなう文言整備(第6条、第11条の4) ・ 文言整備(第11条)
セールス・リプレゼンティティブ給与関係	・ 住宅費補助の廃止にともなう文言整備(第2条、第3条、第21条)
短期勤務関係	・ 住宅費補助の廃止にともなう文言整備(第16条、第18条)
プロフェッショナル・コントラクト退職金関係	・ 住宅費補助の廃止にともなう文言整備(第6条)



IBM社前行動

最後に天王州アイルのJAL本社前に500枚のピラを配り、参加者が集結し、全争議の勝利を目指して氣勢を上げました。

組合はIBMのリストラ問題だけでなく、他の労働組合とも連帯して、労働者の雇用を守るためたまたかしていきます。

2013年5月29日に、会社のリストラ攻撃に抗議し、退職強要裁判、ロックアウト解雇裁判をたたかい抜くことを力強く訴えました。

その後、退職強要裁判原告は最高裁へ、ロックアウト解雇裁判原告は東京地裁に要請行動に行つて、公正な判決を出すよう要請すると共に、他の労働組合を支援して回りました。

連帯して労働者の雇用を守る 1時間で500枚のピラ配布

定期昇給のない悲劇 気づいたら他社より低い年収

計は、20万5647円とのこと。これだけ単純に比較すると、まだまだIBMの給与は高いように感じられるかもしれませんが、

しかしながら、同研究所が、東証第一部、第二部上場企業人事・労務担当部長2001人に調査したところ、今年も83

IBMの今年の新人が継続され、平均すると約1・7%昇給するとの給は、大卒で本給(月額)が21万7500円とのことで、一方IBMには定期昇給はありません。両者を単純に比較すると、5年目にはIBMの本給は他社平均に追いつかれます。

一般財団法人労働行政研究所の調査によると、昇給対象者が少ないだけでなく、減給もあります。

また、IBMでは、昇給がなくなると、自身の給与について考えてみてはどうか?

組合なんでも相談窓口担当者

事業所名	職場名	氏名	電話番号
本社	SO事業企画・ITSOオペレーションズ	杉野 憲作	1205-6550
本社	価格計画・S&D価格計画	石原 隆行	1205-6483
本社	SWG・グローバルライセンシング事業部・ELAソリューションズ	大場 伸子	1206-4650
幕張	TSDL・第一Lotus TS	田中 純	1819-4224
幕張	IGA AS・イノベーション推進	高山 弘之	1804-8516
豊洲	TSDL・ISEL・System技術	大岡 義久	1801-2359
豊洲	PLM SS・設計・開発 SOL SVC	本間 孝之	1209-0231
名古屋	ISCJ・第二AS本部・第一AS部	飯倉 浩	1209-2972
大阪	GFS・西日本グリーンファシリティ SVC	山本 茂秋	1505-5420
大阪	西日本地区技術・技術推進	河本 公彦	1505-4349
●組合事務局電話 03-3583-9037 火、水、金10時～16時			
FAX 03-5562-0853			
e-mail jmiu-ibm@i.bekkoame.ne.jp, HP http://www.jmiu-ibm.org/			

注)上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ

東京法律事務所	弁護士 水口 洋介 03-3355-0611代
	http://analyticalsocietyboy.txt-nifty.com/yoakemaeka/ 東京都新宿区四谷一丁目2番地 伊藤ビル6F 労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます。 (お手数ですが電話により予約をお願いします)



職場の雰囲気
が今ほど悪い時は
これまでであつた
だろうか。話し
声が聞こえない
オフィス・エ
リアは不気味でさ
▼特に若い人への不利益
の度合いは甚大だ。中には入社後数年経つたにもかかわらず、今回の会社施策で初任給よりも給料が下がる人もあると聞く

▼先日、部門解散したT
D&D部門で会社を早期退職した方の奥様から電話をいただいた。電話の声は泣いていた。どうやっても就職できないそう
だ。転職支援会社は役に立たず、マンシヨンの管理人やスーパーのアルバイト、引越し業者になることもため。派遣会社の登録さえ断られたそう
▼社員の皆さん、どうかやけを起こすだけは避けていただきたい。労働組合に結集して会社を良くしていくという手段もあるのだから。労働者の団結の力を侮ってはいけないのだ。
(風林火山)